

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し  
保安林の指定

(税 務 課) 七二三  
(恵那農林事務所) 七二三

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

(商業・金融課) 七二四

## 告 示

岐阜県告示第六百四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十七年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
鈴木総合商事株式会社	鈴木 啓二	可児市川合北二丁目二五番地	平成二七・九・二四

岐阜県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所  
恵那市笠置町姫栗字鶴ヶ根一六一の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的

落石の危険の防止  
指定施業要件

三 立木の伐採の方法

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 示

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十七年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社三川屋タンス店

二 建物の名称及び所在地

三川屋タンス店

高山市西之一色町三丁目六一番地

平成二十七年十月十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社